

## 広島県情報公開審査会諮問第47号

### 第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった行政文書不開示決定において開示しないこととした情報のうち、次表に掲げる部分を開示すべきである。

文書名	開示すべき部分
「平成14年度公立小・中学校学級編制等実態調査調査表」	・「市町村名」、「調査日」、「学校名」、「校長名」、「学級数」、「児童・生徒数」、「調査担当者」及び「実施時間」の各欄 ・「調査する書類」欄 ・「現況」欄の中の客観的な事実に関する記載部分（特定の児童・生徒に関する情報を除く。）
「平成14年度指導方法の改善状況調査表」	・実施機関の決裁欄、「訪問者氏名・印」及び「訪問日」の各欄 ・「学校名」、「校長名」、「教頭名」及び「リーダー名」の各欄 ・本文書の様式に記載された評価項目及び調査項目 ・「授業の様子」欄上段の教科等名、学年、人数及び指導者名並びに「協議会」欄上段の参加者
「学校訪問記録簿」	・実施機関の決裁欄、「訪問者氏名・印」及び「訪問日」の各欄 ・「学校名」、「校長名」、「教頭名」、「学校訪問の内容」、「研究公開」及び「対象」の各欄 ・本文書の様式に示された評価項目及び調査項目 ・「研究授業」欄

### 第2 異議申立てに至る経緯

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成14年11月15日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「『指導方法の工夫改善』などの加配にかかわって実施された学校訪問指導についての学校ごとの報告書（現在までの実施分）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### 2 不開示の決定

実施機関は、教職員課に係る「平成14年度公立小・中学校学級編制等実態調査調査表」（以下「文書A」という。）、指導第一課に係る「平成14年度指導方法の改善状況調査表」（以下「文書B」という。）及び指導第三課に係る「学校訪問記録簿」（以下「文書C」といい、文書A、文書B及び文書Cを「本件行政文書」と総称する。）を本件請求の対象となる行政文書とし

て特定の上，平成14年11月28日，条例第10条第5号（審議，検討等に関する情報）に該当する情報であることを理由に，行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い，異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は，平成14年12月2日，本件処分を不服として，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により，実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，全部開示の決定を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書，意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は，おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書の性質について

本件行政文書は，実施機関が作成した，「平成14年度『小学校1・2年生はばたきプラン』，『中学校1年生はつらつプラン』及び『小・中学校指導方法の改善』加配校への訪問指導実施要綱」（以下「訪問指導実施要綱」という。）に基づく学校訪問指導の記録文書である。訪問指導実施要綱では，学校訪問指導の趣旨は，「加配措置等を行っている県内の小・中学校に対して，効果的な事業実施のための指導・助言を行」い，「また，該当校の指導事例等を広く全県に紹介し，本県教育の充実に資する」こととされている。

実施機関は，「本件行政文書は，県の機関，さらに，他の地方公共団体の相互間における検討，協議又は調査研究等に直接使用する目的で作成したもの」と主張するが，実施機関は，訪問指導実施要綱の記述とは全く異なる行政文書の性格付けを理由に，開示を拒んでいる。

仮に実施機関が主張するように，本件行政文書に，授業者に対する勤務評価などが含まれているとすれば，その記述こそが不当なものであり，訪問指導実施要綱を逸脱した訪問指導のあり方こそ問われなければならない。

(2) 不開示理由の追加について

実施機関の理由説明書には、条例第10条第5号に加えて、新たに条例第10条第6号二にも該当する旨の主張が行われているが、「原則公開とすべきものを、例外的、限定的に不開示とする」との基本から、当初の不開示決定通知において、誠実で慎重な対処が行われるべきであり、すべての該当理由を記載すべきである。

審査会では、できれば当初の条例第10条第5号の該当性に限定して議論をしてほしいが、実施機関が条例第10条第6号にも該当するという主張をしている以上、そのことを度外視して議論がなされるとは考えられないので、仮に条例第10条第6号に該当する情報があるのであれば、部分開示も含めて判断してもやむを得ないと考える。

(3) 条例第10条第5号（審議，検討等に関する情報）該当性について

本件行政文書は、実施機関が加配措置を講じた学校（以下「加配措置校」という。）に対して実際に行った学校訪問・調査にかかわって、実施機関の職員が自ら記載していると推測される文書である。したがって、率直な意見交換や意思決定の中立性とは無縁のものであり、中立性が損なわれたり、県民の間に混乱を生じさせたりするものとは到底予測できない文書であって、条例第10条第5号に該当するとはいえない。

実施機関は、学校等の優劣等に関する住民の誤解や憶測を招き、学校現場や住民の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張し、また、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることによって、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると主張しているが、いずれも一般的、抽象的に「おそれ」を強調するにすぎず、具体性を欠くものである。

(4) 条例第10条第6号（行政執行情報）該当性について

人事に関する事務を取り扱う権限がない指導主事が訪問しているにもかかわらず、人事上の記述があるというのは不可解である。おそらく、指導主事の立場から書かれたものであって、厳密な意味での人事上のものではないのではないかと考える。

仮に、人事上の情報であって、明確に条例に規定する不開示理由に該当する情報が含まれていれば、部分開示することもやむを得ないが、そのことを理由に文書全体を不開示とすることは納得できない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書，弁明書，補充理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると，不開示とした理由などについては，おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書の性質について

実施機関は，次年度の教職員定数配当に反映させる必要から，加配措置校を対象に，関係市町村教育委員会共々，調査を実施し，評価を行い，今後の取扱いについて諸調整を行っている。本件行政文書は，実施機関の各担当課職員が，平成14年度の加配措置校を対象として，関係市町村教育委員会の同意を得て行った調査の記録である。

本件行政文書は，要望のあった学校に加配措置を行うことによって適正な効果が得られるかどうかという視点から，次年度の加配措置校を決定する判断材料の一つとして活用している。本件行政文書は，加配事務を直接担当する教職員課と指導第一課及び指導第三課との間でやり取りするとともに，教育事務所とも，本件行政文書の内容に基づいて口頭で連携を取っている。

なお，異議申立人は，訪問指導実施要綱を引用するが，加配措置校への訪問指導を行った際，実施機関がどのような記録を作成するかということと，収集した記録をどのように取りまとめて広く全県に紹介するかということとは別次元の問題であり，実施機関では，テレビやホームページ，冊子などで取組事例を幅広く紹介している。

##### 2 条例第10条第5号（審議，検討等に関する情報）該当性について

本件行政文書は，県の機関，さらに県の機関と他の地方公共団体の相互間における検討，協議又は調査研究等に直接使用する目的で作成したものであるから，条例第10条第5号前段に該当することは明らかである。

本件行政文書には，訪問指導の対象となった学校の校長，教頭及び授業を行った教員の勤務評価に関する記載や当該学校の評価に関する記載がある。このような情報を公にすることにより，実施機関，市町村教育委員会，さらには学校が，特定の職員の人事や学校運営全般について，外部からの圧力や干渉等の影響を受けることによって，これら相互間における率直な意見の交換やそれぞれにおける意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

また，当該学校の評価に関する情報を公にすることにより，多元的に評価されるべき学校の教育活動等について，一定の序列が存在するかのよう

な住民の誤解や憶測を招くなどして、学校現場や住民の間に混乱を生じさせる具体的な危険が存する。

このような支障が生じ、結果として、広島県の公教育に対する住民の信頼を著しく損なうおそれがある。

このように、本件行政文書を公にすることにより、重大な支障が生ずるおそれがあり、条例第10条第5号後段に該当することも明らかである。

### 3 条例第10条第6号（行政執行情報）該当性について

定数管理は人事管理上きわめて重要な位置を占めており、教職員定数の配当に関する事務は、定数管理の最たるものであり、条例第10条第6号二の「人事管理に係る事務」に該当することは明らかである。

本件行政文書の中の、学校の評価に関する記載や校長、教頭さらには授業を行った教員の勤務評価に関する記載が公開されれば、組織防衛的な働き掛けや外部関係者からの働き掛けが起こるなど、内部管理上の支障が発生することが十分予想される。

特に勤務評価に関する記載については、加配措置校の決定や教職員の配置など人事の決定に際しての資料として用いることもあり、こうした勤務評価に関する情報を公にすると、各方面から人事異動についていろいろな口出しがされ、本来公平・公正であるべき人事異動の担当者にいわれのない圧力が加わることは十分予想されることであり、この点についての意思決定に不当な影響を与えることは明らかである。

また、担当者がそのような支障を考慮して、学校の評価等に関する記載を積極的にするのを躊躇することとなるであろうことも否定できず、人事管理上必要かつ的確な状況の把握が困難となる可能性がある。

そうすると、本件行政文書を公にすることにより、定数の決定事務の公正かつ円滑な執行さらに人事に関する意思決定に不当な影響を与えることは明らかである。

## 第5 審査会の判断

### 1 不開示理由の追加について

実施機関は、当初、本件行政文書が、条例第10条第5号に該当することを理由として本件処分を行ったが、審査会に諮問後、理由説明書、補充理由説明書等によって、条例第10条第6号二にも該当すると主張しているため、まず、このような不開示理由の追加を認めるかどうかを検討する。

そもそも条例第7条第3項が不開示決定の通知に併せてその理由を通知

すべきものとしているのは、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してその恣意を抑制するとともに、不開示理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解される。したがって、不開示理由の追加を無制限に認めれば、不開示理由の付記を求めた条例の趣旨が没却される結果となりかねない。

しかしながら、ひとたび決定通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を主張することを許さないと解するべきではなく、上記の趣旨から、異議申立人に実質的な不利益を与えるか否かを合理的に判断する必要がある。

本件では、まず、実施機関が追加して主張した不開示理由は、本件行政文書に記載された学校に対する評価や校長等に対する勤務評価に関する記載が公にされることによって、支障が生じるおそれがあるとするものであり、当初の条例第10条第5号該当性における主張内容と基礎となる事実関係に異なるところはない。また、条例第10条第6号二にも該当するとの主張は、本件異議申立手続の初期段階である理由説明書において行われており、その後、異議申立人には意見陳述の機会が付与されている。さらに、ここで不開示理由の追加を認めないで、不開示決定と不服審査の繰り返しになるよりは、本件審査の中で、追加して主張された不開示理由をも含めて審議した方が、事案の一次的解決を図ることができるものと考えられる。

以上のような事情に照らすと、本件における不開示理由の追加は、直ちに条例が理由の付記を求めた趣旨を没却するものとはいえないから、当審査会では、追加して主張された不開示理由を含めて本件処分の妥当性を判断することとする。

## 2 本件行政文書について

文書A、文書B及び文書Cは、いずれも平成14年4月1日から開示請求日（平成14年11月15日）までに、実施機関の職員が対象の小・中学校を訪問・調査し、記録したものであり、各文書は、それぞれ統一的な様式に、1回の訪問につき1枚に記載されている。

文書Aは、学級編制及び教職員定数配当の適正化を図ることを目的として行った公立小・中学校学級編制等実態調査の二次調査の記録である。二次調査は、書類調査を主とする一次調査を踏まえて行う現地調査であり、人事や定数に関する事務を担当する教職員課職員及び関係課の指導主事らが訪問している。本文書には、加配措置分の状況のほか、児童生徒の在籍

状況や所要の書類の整備状況等について、現況、原因、処理内容が記載されている。

文書 B は、指導第一課が所掌する加配事業（「小学校 1・2 年生はばたきプラン」、「中学校 1 年生はつらつプラン」及び「小・中学校指導方法の改善」）による加配措置校に対し、指導第一課の指導主事と教育事務所や市町村教育委員会の担当者らが訪問し、授業参観や提示資料に基づく指導・助言を行った記録であり、様式に示された評価項目及び調査項目についての学校訪問担当者の評価や所見が記載されている。

文書 C は、指導第三課が所掌する加配事業（道徳教育実践研究指定事業）について、同課の指導主事が記録したものであるが、基本的に文書 B と同様の性質の訪問指導記録であり、記載様式も類似している。

### 3 条例第 10 条第 5 号（審議、検討等に関する情報）該当性について

#### (1) 「審議、検討等に関する情報」に関する条例の趣旨

条例第 10 条第 5 号（以下「第 5 号」という。）は、「県の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とすることを定めている。

この規定の趣旨は、最終的な意思決定前の情報が開示されれば、その意思決定が損なわれることがありうるが、行政機関の説明責任の観点からは、事後的に意思決定前のすべての情報を不開示とすることは適当でないため、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定等に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したというものである。

#### (2) 第 5 号前段該当性について

実施機関によると、本件行政文書は、実施機関の各担当課職員が、関係市町村教育委員会の同意を得て行った調査の記録であり、県の機関、さらに県の機関と他の地方公共団体の相互間における検討、協議又は調査研究等に直接使用する目的で作成したものであるから、第 5 号前段の「県の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報」に該当するという。また、実施機関は、次年度の加配措置校選定の検討の際に、

判断材料の一つとして本件行政文書を活用しているとも説明している。

ところで、第5号前段に規定する「審議，検討，協議，調査研究等に関する情報」とは，審議，検討等に直接使用するために作成，取得した情報や，審議，検討等の前提として行われた調査研究において作成，取得した情報，あるいは審議，検討等に関連して作成，取得した情報をいうものと解され，審議，検討等の場で参照された情報がすべてこれに該当すると考えるべきではない。

本件行政文書は，まず，いずれも実施機関職員らが加配措置校を訪問し，指導や調査を行った記録であり，それ自体完結した文書であって，本件行政文書そのものが審議，検討等の直接の対象となるわけではない。

次に，実施機関は，本件行政文書に係る調査は，加配措置校で当該加配の趣旨が十分生かされているかどうかを把握して，次年度の定数配当に反映させる必要があり実施していると主張しているが，訪問指導実施要綱では，訪問指導の目的は，加配措置校に対して「効果的な事業実施のための指導・助言を行う」こととされており，本件行政文書に係る調査が，次年度の加配措置校選定の審議，検討等の前提として，又はそれらに関連して行われたものであるかどうかは，必ずしも明らかではない。

しかしながら，実施機関職員らが直接加配措置校を訪問し，指導や調査を行った記録である本件行政文書を，次年度の加配措置校選定の検討において活用するという実施機関の説明もあながち不自然ではないため，ひとまず，実施機関の主張に沿って，本件行政文書を第5号前段に該当するものとした上で，開示することにより，第5号後段に掲げる支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張を検討することとする。

### (3) 第5号後段該当性について

実施機関は，まず，本件行政文書には，訪問指導の対象となった学校の校長，教頭及び授業を行った教員の勤務評価に関する記載や当該学校の評価に関する記載があり，このような情報を公にすることにより，実施機関，市町村教育委員会，さらには学校が，特定の職員の人事や学校運営全般について，外部からの圧力や干渉等の影響を受けることによつて，これら相互間における率直な意見の交換やそれぞれにおける意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると主張する。また，当該学校の評価に関する情報を公にすることにより，多元的に評価されるべき学校の教育活動等について，一定の序列が存在するかのような住民の誤解や憶測を招くなどして，学校現場や住民の間に混乱を生じさせる具体的な危険が存すると主張する。



そもそも、第5号で審議、検討等に関する情報が不開示とされるのは、当該行政文書に係る情報が、最終的な意思決定前の未確定ないし未成熟なものであるがゆえに、開示されれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、当該審議、検討等における率直な意見交換や中立的な意思決定が妨げられたり、未確定な情報が確定的なものと誤解されて県民の間に混乱を招くなどの重大な支障が生じたりする場合があります、そうした支障を防止するためである。したがって、第5号後段に掲げる支障は、意思決定前の審議、検討等の段階の情報が公にされることによって生じるものでなければならぬと解される。

しかしながら、本件行政文書を公にすることにより、特定の職員の人事や学校運営全般に対して外部からの圧力や干渉等の影響を受けたり、学校の教育活動等に関する序列について住民の誤解や憶測を招いたりするという実施機関が主張する支障は、本件行政文書に「校長、教頭及び授業を行った教員の勤務評価に関する記載」や「学校の評価に関する記載」が含まれること自体によって生じるとされるものであって、本件行政文書が次年度の加配措置校選定のための審議、検討等の段階の情報であることによって生じる支障であるとは認められない。

したがって、実施機関の主張は、第5号が審議、検討等に関する情報を不開示とした趣旨に沿わないものであり、本号を適用して本件行政文書を不開示とすることは認められない。

#### 4 条例第10条第6号（行政執行情報）該当性について

##### (1) 行政執行情報に関する条例の趣旨

条例第10条第6号（以下「第6号」という。）は、公にすることにより、県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う各種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めたものであり、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（第6号二）など、支障を及ぼすおそれの類型が掲げられている。

なお、第6号で掲げられている類型は、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例が列挙されたものであって、その他の事務又は事業に関する情報についても、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあれば、第6号の対象となるものである。

##### (2) 第6号該当性について

実施機関は、定数管理も人事管理に含まれることを前提として、本件行政文書は、加配などの定数管理に関する情報であるとともに、特に校長らの勤務評価に関する記載については、人事異動など人事管理に関する情報であるから、第6号二前段に該当すると主張する。その上で、本件行政文書には当該学校の校長、教頭及び授業を行った教員の勤務評価に関する記載や学校の評価に関する記載があり、それらが公にされれば、次のような支障が生じるおそれがあると主張する。

組織防衛的な働き掛けや外部関係者からの働き掛けが起こるなど、内部管理上の支障が発生することが十分予想される。特に、勤務評価に関する情報に関しては、各方面から人事異動について口出しがされ、本来公平・公正であるべき人事異動の担当者にいわれのない圧力が加わることが十分予想される。

担当者が のような支障を考慮して、学校の評価等に関する記載を積極的にするのを躊躇することにより、人事管理上必要かつ的確な状況の把握が困難となる。

まず、本件行政文書は、第一義的に、実施機関の職員が加配措置校に対して行った訪問指導や調査の記録であるから、それが定数管理や人事管理に関する情報に当たるかどうかはさておき、県の機関が行う、加配措置に係る事務又は事業に関する情報であることは明らかである。

次に、本件行政文書を開示した場合に、実施機関が主張するような、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるかどうかについて、文書ごとに個別に検討する。

#### ア 文書 A について

(ア) 「市町村名」、「調査日」、「学校名」、「校長名」、「学級数」、「児童・生徒数」、「調査担当者」及び「実施時間」の各欄

これらの欄には、学校訪問に関する客観的な事実が記載されており、開示することにより、実施機関が主張するような支障が生じるとは認められず、第6号に該当しないため、開示すべきものと判断する。

(イ) 「調査する書類」欄

本欄には、学校訪問時に調査した書類や特記事項の項目が記載されており、開示することにより、実施機関が主張するような支障が生じるとは認められず、第6号に該当しないため、開示すべきものと判断する。

(ウ) 「現況」欄

本欄には、「調査する書類」の区分ごとに現況が記載されている。

まず、実施機関が本件行政文書を開示することにより支障が生じるおそれがあると主張しているのは、本件行政文書に「校長、教頭及び授業を行った教員の勤務評価に関する記載」や「学校の評価に関する記載」が含まれているとするからであるが、本欄には、書類の整備状況や児童・生徒の在籍状況などのような客観的な事実が多く記載されており、こうした客観的な事実に関する記載部分については、実施機関が主張するような支障には直接結びつかないはずである。

一方、本欄の中には、参観した授業や加配事業への取組状況などに対する調査担当者の意見や評価に基づく記載と認められる部分も含まれている。本欄の記載は、総じて断片的な事柄について簡潔に記載されているにすぎず、こうした記載部分を開示したとしても、直ちに実施機関が主張するような組織防衛的な働き掛けや人事異動についての働き掛けなどが起こる蓋然性が高いとは考えにくい。しかしながら、調査担当者の意見や評価には、主観的要素が入る余地がないとはいえないため、仮に意見や評価に関する記載部分が開示されるとすれば、今後、調査担当者は、自らの記載内容について批判を受けることを前提として記載せざるを得なくなり、意見や評価を率直に記載することを差し控え、実施機関が学級編制や教職員定数配当に関する実態を把握することに支障が生じるおそれがあることは否定できない。

本文書の記載は、短く断片的であるため、調査担当者の意見や評価に関する記載部分とそれ以外の客観的な事実に関する記載部分が不可分であるということとはできない。したがって、これらを区分し、調査担当者の意見や評価に関する記載部分については、第6号に該当するとして不開示とすべきものと判断する。

なお、客観的な事実に関する記載部分については、実施機関の主張する不開示理由に該当せず、原則として開示すべきであるが、この部分の中には、特定の児童・生徒に関する情報が含まれている。こうした情報は、条例第10条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものに当たると認められるため、実施機関は特に主張していないが、個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をすることとしている条例第3条の規定の趣旨に則り、不開示とすべきである。

したがって、本欄の客観的な事実に関する記載部分のうち、特定の児童・生徒に関する情報を除く部分を開示すべきものと判断する。

(エ) 「原因」及び「処理内容」の各欄

これらの欄には、調査担当者が「現況」の原因と考える要素や、調査担当者が訪問時にどのような指導や指示を行ったかについて記載されている。これらの欄の記載は、典型的に調査担当者の意見や評価と密接な関連性を有すると考えられるため、これらの情報が開示されるならば、調査担当者が今後、学級編制や教職員定数配当に必要な情報を積極的に記載するのを躊躇することによって、実施機関内部において情報を共有することができなくなり、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、これらの欄は、第6号に該当するため不開示とすべきものと判断する。

イ 文書Bについて

(ア) 実施機関の決裁欄、「訪問者氏名・印」及び「訪問日」の各欄

これらの欄には、学校訪問者の氏名と印影、学校訪問日時及び実施機関の職員が本件調査表を決裁したことを示す印影が記録されているが、いずれも実施機関職員の職務遂行に関する事実的事項であり、開示することにより、実施機関が主張するような支障が生じるとは認められず、第6号に該当しないため、開示すべきものと判断する。

(イ) 「学校名」、「校長名」、「教頭名」及び「リーダー名」の各欄

これらの欄には、学校訪問に関する客観的な事実が記載されており、開示することにより、実施機関が主張するような支障が生じるとは認められず、第6号に該当しないため、開示すべきものと判断する。

(ウ) 本文書の様式に記載された評価項目及び調査項目

本文書の様式には、評価項目や調査項目が記載され、それらの項目ごとに記載欄が設けられている。

本文書の様式に定められた評価項目や調査項目が開示されれば、どのような観点で調査や指導が行われているかが明らかになるが、仮にそれによって、実施機関に対して加配措置校への訪問指導のあ

り方をめぐって外部からさまざまな意見が提起されることがあったとしても、直ちに、加配措置事業や人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは認められない。

したがって、本文書の様式に記載された評価項目及び調査項目は、第6号に該当しないため、開示すべきものと判断する。

(工) 「授業の様子」欄上段の教科等名，学年，人数及び指導者名並びに「協議会」欄上段の参加者

訪問時に行われた授業や協議会に関する客観的な事実であり，開示することにより，実施機関が主張するような支障が生じるとは認められず，第6号に該当しないため，開示すべきものと判断する。

(オ) 上記(ア)から(工)までの部分を除く記載部分

本文書のうち，上記(ア)から(工)までの部分を除く記載部分には，校長，教頭及び授業を行った教員並びに当該学校に対する，評価項目ごとの評価や調査項目ごとの所見が詳細に記載されている。

この部分に記載された評価や所見は，学校訪問担当者が全体的な見地から恣意的判断を排して記載したものであったとしても，主観的要素が入る余地がないとはいえない。

それゆえに，仮にこの部分に記載された評価や所見が開示されるとすれば，今後，学校訪問担当者は，自らの評価や所見の当否について批判を受けることを前提として記載せざるを得なくなり，また，被評価者や学校関係者などに配慮し，マイナス面の記載を行うことを躊躇することも考えられる。そうすると，記載内容が形骸化し，加配事業に対する各学校の取組みの実態に関する情報を，実施機関が組織的に共有できなくなる事態が生じるおそれがあることは否定できない。

したがって，この部分に記載された評価や所見が開示されることにより，今後，加配事業における効果的な指導や助言をはじめとする実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

また，実施機関は，本文書に記載された校長らの勤務評価が開示されれば，人事異動の担当者にいわれのない圧力が加わることが予想されると主張している。指導主事が記載した本文書における校長らの評価は，たとえ人事担当者が人事管理を行う上での資料として参照することがあるとしても，それ自体は厳密な意味での人事管理

上の勤務評価というべきものではないが、開示されれば、加配事業という限られた観点からの評価が、被評価者の全体的な資質や能力と誤解され、実施機関が主張するように、外部から人事異動の担当者に対して働き掛けが起こることも予想できないものではない。

なお、各項目の記載部分を詳細に見ると、学校や校長らに対する評価や意見など、学校訪問担当者の主観的要素の入った部分と必ずしもそれに該当しない部分があるが、主観的要素の入った部分は、その他の記述とあいまって一体として記載されており、両者を分離することは容易とはいえない。

したがって、上記(ア)から(エ)までの部分を除く記載部分は、全体として、第6号に該当するため、不開示とすべきものと判断する。

#### ウ 文書Cについて

(ア) 実施機関の決裁欄、「訪問者氏名・印」及び「訪問日」の各欄  
イ (ア) と同様の理由により、開示すべきものと判断する。

(イ) 「学校名」、「校長名」、「教頭名」、「学校訪問の内容」、「研究公開」及び「対象」の各欄  
イ (イ) と同様の理由により、開示すべきものと判断する。

(ウ) 本文書の様式に記載された評価項目及び調査項目  
イ (ウ) と同様の理由により、開示すべきものと判断する。

(エ) 「研究授業」欄  
イ (エ) と同様の理由により、開示すべきものと判断する。

(オ) 上記(ア)から(エ)までの部分を除く記載部分  
イ (オ) と同様の理由により、不開示とすべきものと判断する。

#### 5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 1 . 27	・ 諮問を受けた。 ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
15 . 2 . 17	・ 実施機関から理由説明書を受理した。
15 . 2 . 18	・ 異議申立人に理由説明書を送付した。 ・ 異議申立人に理由説明書に対する意見書の提出を要求した。
15 . 2 . 24 (平成14年度第10回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
15 . 3 . 14	・ 異議申立人から意見書を受理した。
15 . 3 . 18	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
15 . 4 . 21	・ 実施機関から弁明書を受理した。
15 . 4 . 22 (平成15年度第1回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
15 . 4 . 30	・ 異議申立人に弁明書の写しを送付した。
15 . 5 . 27 (平成15年度第2回審査会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
15 . 5 . 30	・ 実施機関に補充理由説明書の提出を要求した。
15 . 6 . 11	・ 実施機関から補充理由説明書を受理した。
15 . 6 . 12	・ 異議申立人に補充理由説明書の写しを送付した。
15 . 6 . 24 (平成15年第3回審査会)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
15 . 7 . 23 (平成15年第4回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
15 . 8 . 26 (平成15年第5回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
15 . 9 . 25 (平成15年第6回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
15 . 10 . 28 (平成15年第7回審査会)	・ 諮問の審議を行った。
15 . 11 . 26 (平成15年第8回審査会)	・ 諮問の審議を行った。



参 考

広島県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

飯 岡 久 美	弁護士
甲 斐 克 則 （ 会 長 ）	広島大学教授
新 宅 富 士 夫	広島テレビ放送株式会社報道局次長
野 曾 原 悦 子	弁護士
水 鳥 能 伸	安田女子大学助教授